

住宅改修奨励金交付事業

住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、現在住んでいる住宅の増改築や修繕等を行う場合、工事費用の一部を次のように支援します。

¥

50万円を限度に、改修工事費用の20%を置戸町商業振興会発行の商品券にて助成します。

※工事費用の支払先が町外業者の場合は、上記奨励金額の2分の1とします。

受付窓口 町づくり企画課企画係 (☎52-3312)

商工業の活性化を応援します

町の商工業関連助成制度

安心して商工業を営むためには店舗や工場などの改修が必要となる場合があります。また、後継者不足などの理由からやむなく店舗などが利用されなくなる場合もあります。

既存の建物の改修を支援し、空き店舗を利用した新たな事業の参入を促すなど雇用の創出、地域経済の活性化、商工業の振興を図るために置戸町で行っている主な商工業関連の助成制度について紹介します。

店舗等改修

美しい商店街奨励金交付事業

商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、町内で事業展開中の店舗、事務所、工場の改修や改築を行う場合、工事費用の一部を次のように支援します。

¥

100万円を限度に、改修工事費用の40%を置戸町商業振興会発行の商品券にて助成します。

※工事費用の支払先が町外業者の場合は、上記奨励金額の2分の1とします。

受付窓口 産業振興課商工観光係 (☎52-3313)

未来の起業補助金

雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、町内の空き店舗を利活用した新たな事業展開を希望する個人または法人に対し、店舗などの改修工事費用と賃借料の一部を次のように支援します。

¥

- 500万円を限度に、改修工事費用の50%を補助します。
- 月額10万円を限度に、賃借料を12ヶ月間補助します。

受付窓口 産業振興課商工観光係 (☎52-3313)

注意 各種制度の概要を示したものです。店舗兼住宅については、住宅関連助成制度と商工業関連助成制度の併用が可能です。詳細は、受付窓口へお問い合わせください。